

上下水道事業告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次とおり公衆の縦覧に供する。

令和 6年 4月 3日

見附市長 稲田 亮

1. 施工者の名称

見附市

2. 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 長岡都市計画下水道事業 見附市公共下水道
- (2) 長岡都市計画下水道事業 見附市第2公共下水道

3. 事業期間

- (1) 長岡都市計画下水道事業 見附市公共下水道
昭和39年8月11日から令和13年3月31日まで
- (2) 長岡都市計画下水道事業 見附市第2公共下水道
昭和54年4月6日から令和13年3月31日まで

4. 事業計画

- (1) 長岡都市計画下水道事業 見附市公共下水道

①事業地

(ア) 収容の部分

昭和39年建設省告示第2070号、昭和40年建設省告示第3438号、昭和48年新潟県告示第250号、昭和49年新潟県告示第1223号、昭和51年新潟県告示第444号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第608号、平成26年新潟県告示第1179号及び平成30年新潟県告示第498号の事業地のうち見附市葛巻2丁目地内において事業地を変更する。

(イ) 使用の部分

見附市葛巻2丁目を加える。

- (2) 長岡都市計画下水道事業 見附市第2公共下水道

①事業地

(ア) 収用の部分

昭和54年新潟県告示第877号、昭和55年新潟県告示第2834号、昭和63年新潟県告示第963号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第609号、平成26年新潟県告示第1180号及び平成30年新潟県告示第499号の事業地のうち見附市坂井町1丁目地内、葛巻2丁目並びに月見台1丁目地内において事業地を変更する。

(イ) 使用の部分

見附市坂井町1丁目を加え、見附市芝野町から今町5丁目までの区間内、今町5丁目から今町4丁目までの区間内、今町7丁目から葛巻2丁目までの区間内、本所2丁目から本所1丁目までの区間内、坂井町1丁目から今町5丁目までの区間内並びに柳橋町から市野坪町までの区間を削る。

5. 都市計画法変更事業計画の縦覧場所

見附市役所 上下水道局